

環境ガイドライン担当審査役年次活動報告書(2011年度)

1. はじめに

(1) 異議申立手続¹の概要

異議申立手続の目的は、①株式会社国際協力銀行(以下「国際協力銀行」)による環境ガイドライン²遵守を確保するため、環境ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を経営会議に報告すること、②環境ガイドラインの不遵守を理由として生じた国際協力銀行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、にあります。

具体的には、現地の住民から異議申立手続要綱に基づき、「環境ガイドラインが遵守されておらず、現地で被害が生じている」との申立があった場合、審査役が独立・中立的な立場から調査を行って経営会議に報告します。さらに、当事者間の対話を促すなどの活動により、現地での問題の解決に向けて貢献します。

この制度は、二国間の輸出信用機関や援助機関としては、国際的にも先進的なものであり、OECD(経済協力開発機構)の場で示された国際的な環境配慮ガイドライン「コモンアプローチ」に先行して2003年10月より導入したものです。

(2) 年次活動報告書について

この年次活動報告書は、異議申立手続要綱において定められた通り、毎年度の審査役の活動状況を公表するものです。

¹ 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」
<http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/disagree/pdf/disagree-2012.pdf>

² 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」
http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/business/pdf/pdf_01.pdf

2. 2011年度活動報告

(1) 異議申立

2011年度(2011年4月～2012年3月)の異議申立受理件数は、次の1件でした。

異議申立受理日:	2011年8月4日
案件名:	パナマ運河拡張プロジェクト
国名:	パナマ共和国
現在の状況:	手続開始決定の留保(注)

(注)国際機関の手続において、係争中のプロジェクトであって、当該紛争処理手続と本手続の争点を実質的に同一であると認める場合には、手続開始の決定を留保することができる。(手続要綱V. 3.)

(2) 広報活動

国際協力銀行のホームページ(和文、英文)において、異議申立手続について説明し、審査役のプロフィール等を掲載しています。また、異議申立手続要綱(和文、英文)については、ホームページに掲載している他、冊子を作成し、本店、西日本オフィス、海外の駐在員事務所を通じて配布を行い、制度の周知に努めています。

(3) 世界銀行インスペクション・パネル等との協議

世界銀行等の国際金融機関においては、異議申立手続が10数年前から逐次導入されており、最近では一般にアカウントビリティ・メカニズムと呼ばれるようになってきています。中でも、世界銀行インスペクション・パネルは1993年に設置され、これまで80件以上の異議申立の受付実績があるなど、各機関のアカウントビリティ・メカニズムの中で、もっとも長い歴史を持っています。

また、世界銀行インスペクション・パネルが、国際金融機関と二国間機関に呼びかけ、2004年から情報共有・意見交換を行うための非公式会合を開催しています。その第8回会合が2011年6月ワシントンにて、米州開発銀行(IDB)主催で開催されました³。この会合においては、各機関の経験と問題意識を基に、コンプライアンス審査機能と問題解決機能のあり方、申立の適格性、IAMの成果測定、助言機能のあり方、並びに各機関の活動状況及び事例等の各項目について、活発な意見交換が行われました⁴。

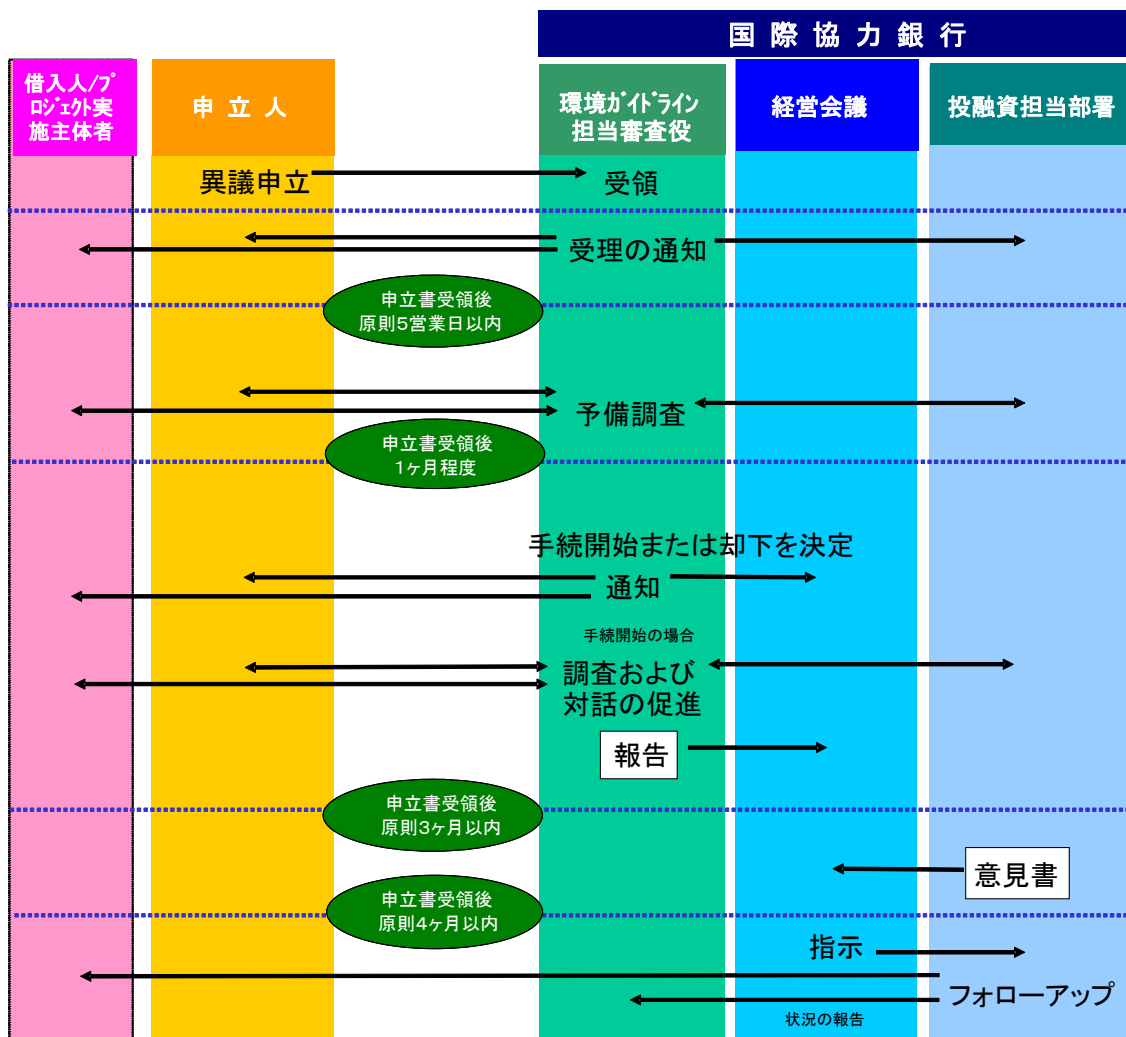
³ 参加機関:世界銀行インスペクション・パネル、IFCコンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン、EBRDプロジェクト・コンプレイント・メカニズム、ADBアカウントビリティ・メカニズム、IDBインデペンデント・コンサルテーション・アンド・インヴェスティゲーション・メカニズム、AfDBインデペンデント・レビュー・メカニズム、EIBコンプレイント・メカニズム、EUオンブズマン、OPICオフィス・オブ・アカウントビリティ、NEXI環境ガイドライン審査役、本行環境ガイドライン担当審査役

⁴ この他、同じタイミングにてサイドイベントも行われ、審査役を含む本会合参加者と、市民団体関係者や学術関係者との交流が図られました。

審査役は、こうした活動を通じて、異議申立手続の公正・適正な運用、実務上の留意点等に関する意見交換を積極的に進めています。

参考:異議申立の手續

(1)手續の流れ



(2)異議申立書の提出方法

(提出様式) 書面による提出

(郵便宛先) 〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役

(ファックス番号) 03-5218-3946

(メールアドレス) sinsayaku@jbic.go.jp

(ホームページ) <http://www.jbic.go.jp/ja/about/environment/guideline/disagree/index.html>

(例)

申立書

平成 年 月 日

株式会社国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役 行

(A) 申立人氏名：

(B) 申立人の連絡先：

【代理人がいる場合は以下を記入】

(代理人氏名)

(代理人連絡先)

プロジェクト実施主体への匿名を希望
しますか (いずれかに○をする)

は い ・ い い え

(C) 異議を申し立てる対象の案件：

- ・ 国名
- ・ プロジェクトサイト
- ・ プロジェクトの概要

(D) 申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性がある
重大な被害：

(E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実：

(F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係：

(G) 申立人が期待する解決策：

(H) プロジェクト実施主体との協議の事実：

(I) 本行投融資担当部署との協議の事実：

(J) (代理人を介して申立を行う場合) 代理人を介して申立を行う必要性の記載および申立
人が代理人に対し授権していることの証憑：

申立人は、本申立書に記載されている事項が全て真実であり、虚偽のない事を約束しま
す。

以 上